

R4カリキュラム

⑥ 博士前期課程

(修了の要件) 博士前期課程を修了するためには、大学院博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文の論文審査及び最終試験に合格しなければなりません。

(単位の修得) 修得しなければならない単位30単位以上のうち、各専攻が定めた履修方法(5 授業科目・研究指導科目と科目担当者)の該当ページ参照)に基づき、各専攻共通の工学系科目及び所属する専攻の授業科目から必要な単位を修得しなければなりません。また、他専攻及び他研究科の授業科目は合計10単位を上限として修了に必要な単位数に算入できます。

(修士論文の論文審査等) 博士前期課程修了の要件を満たす見込みがつき、修士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、修士論文及び修士論文要旨を指定された期日までに研究科長に届け出なければなりません。詳細については「7 学位論文」を参照してください。

修士論文を提出せず在学期間を延長しようとする者は、指導教員及び所属の専攻主任の承認を得て、研究科長に在学期間の延長を願い出なければなりません。

⑦ 博士後期課程

(博士後期課程選抜試験等) 本大学院博士前期課程を修了して引き続き博士後期課程への進学を希望する場合は「博士後期課程入学願書」を所定の期日までに教務課に提出し、選抜試験に合格する必要があります。

(修了の要件) 博士後期課程を修了するためには、大学院博士後期課程に3年以上在学し、14単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の論文審査及び最終試験に合格しなければなりません。

(博士論文の論文審査等) 博士後期課程修了の要件を満たす見込みがつき、博士論文の論文審査を受けようとする者は、論文審査の申請を行わなければなりません。修了に関する諸手続き及び日程は、指導教授を通じて通知されます。詳細については「7 学位論文」を参照してください。

(在学期間の延長) 博士後期課程に標準修業年限在学し、所定の単位だけを修得して、課程を修了しない者が、引き続き学生として在学する場合は、指導教授及び所属の専攻主任の承認を得て、研究科長に在学期間の延長を願い出なければなりません。(学則106条)

⑧ 博士前期課程修了見込証明書発行条件

博士前期課程修了見込証明書は、学年始めに合計15単位以上を修得し、その年度に修士論文の提出が可能な者に発行します。